

5 類感染症への移行に伴う新型コロナウイルス感染症対策について

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

(1) 平時

- 健康観察、適切な換気、手洗い等の対策を引き続き実施する。
- マスクの着用を求めないことを基本とする。また、食事をとる場面における「黙食」は必要ない。

(2) 感染流行時

- 活動場面に応じて、次のような措置を一時的に講じる。
 - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。
 - ・触れ合わない程度の身体的距離を確保する。

2 出席停止及び臨時休業の措置について

※ 詳細は、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」を参照

(1) 出席停止

- 感染が確認された者の出席停止の期間は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを基準とする。
- 出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨する。
- 発熱や咽頭痛、咳等の症状のみをもって出席停止とはしない。
- 感染していたことが分かった場合は、遡って出席停止とする。
- 新型コロナウイルスに感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合は、校長の判断により出席停止の措置を講じることがある。
- 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とはしない。
- 新型コロナワクチンの接種にあたり、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合は、出席停止とする。
- 新型コロナワクチンの接種に伴う副反応による発熱等は、出席停止とはしない。
- 合理的な理由により登校不安等がある場合は、教頭までご相談ください。

(2) 臨時休業

生徒の学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲、期間において機動的に対応する。

3 令和5年5月8日から適用